

不正行為について

受験に際して、以下に例示した行為をすると、不正行為となることがあります。不正行為となった場合には、当日の入学試験の全教科に加え、出願した本学の本年度入学試験すべての教科の得点を無効とし、それ以後の受験もできません。既に合格した本学の入学試験がある場合、合格を取り消します。この場合も入学検定料の返還は行いません。

- (1)カンニング（カンニングペーパー、参考書、他の受験者の答案を見ること、他の人から答えを教わること等）をすること。
- (2)使用を認められていない用具を使用すること。
- (3)解答開始の指示の前に、問題冊子を開いたり、解答を始めること。
- (4)解答終了の指示に従わず、筆記用具や消しゴムを持ち続けていたり、解答を続けていたりすること。
- (5)試験時間中に、答えを教える等の他の受験者を利するような行為をすること。
- (6)試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末や携帯音楽プレーヤー、イヤホン等を身に付けていたり、かばん等にしまわないこと。
- (7)試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、時計、携帯音楽プレーヤー等の音（着信、アラーム、振動音等）を鳴動させるなど、試験の進行に影響を与えること。
- (8)試験時間中に、問題冊子や解答用紙を試験室から持ち出すこと。
- (9)試験室において、試験監督者、係員等の指示に従わないこと。
- (10)試験室において、他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- (11)志願者以外の者が、志願者本人になりすまして試験を受けること。
- (12)試験終了後、解答用紙を提出しないこと。
- (13)その他、試験の公平性を損なう行為をすること。

試験当日に交通機関の乱れが生じている場合について

試験当日、雪などの天候不良や事故、地震などの影響により、交通機関に乱れが生じている場合でも、まずは試験場に向かってください。試験場への主要交通機関の遅延などにより、多数の受験者が試験開始時刻に間に合わないと大学が判断した場合には、試験開始時刻を繰り下げることがあります。詳細については、対応が決定次第、〈あじばこ〉に随時掲載しますので、各自で確認してください。

学校保健安全法で出席停止が定められている感染症への対応について

試験当日、学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症に罹患し治癒していない場合は、他の受験者や監督者等に感染する恐れがあるため、受験をご遠慮願います。当該理由により受験をご遠慮いただいた場合でも、追試験等の措置や入学検定料の返還は行いません。